

令和3年5月31日

国土交通省九州地方整備局
八代復興事務所長

フレームワーク工事（総合評価落札方式）の試行に係る
発注予定情報の公表及び参加意思表示等の申請受付について

国土交通省九州地方整備局八代復興事務所におけるフレームワーク工事（総合評価落札方式）（以下、「FW工事」という。）の試行により発注を予定している工事の概要を以下のとおり公表します。

また、以下1. 発注予定情報のFW工事（以下、「当該工事」という。）を指名競争入札方式により発注する手続きにおいて、当該工事の特定工事参加企業名簿（以下、「特定企業名簿」という。）を作成する際の基礎資料として、工事への参加意思表示申請書及び工事実績資料（以下、「申請書及び資料」という。）を受付することとしますので、工事へ参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）においては、以下のとおり資料を作成のうえ提出してください。

なお、提出期限までに提出がない者は、当該工事の指名競争入札に参加することができません。

また、申請書及び資料を提出した場合においても、以下2. 参加するための要件を満たさない場合及び工事請負業者選定事務処理要領第16（以下、「指名基準」という。）により指名されないことがあります。

※FW工事とは、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格の認定を受けている者の中から指名競争入札による工事への参加希望者を募り、申請書及び資料を提出した者を対象に指名基準により選定を行ったうえで、指名競争入札を行う試行工事です。

1. 発注予定情報

- 1) 案件名：球磨川・支川ブロック（C等級工事）
- 2) 工事件数：6件程度
- 3) 河川名：球磨川水系
- 4) 工事箇所：熊本県球磨郡球磨村神瀬地先、熊本県球磨郡球磨村一勝地地先、熊本県八代市坂本村中津道地先 外
- 5) 入札予定：令和3年7月予定
- 6) 工事規模：1件当たり2億円以上3億円未満
- 7) 概要：下記に、現時点の工事毎の工事概要を示すが、発注計画の公表時に変更する場合も有る。
 - 1：掘削及び護岸工事（工事箇所：熊本県球磨郡球磨村神瀬地先外）
護岸工（約10百m²程度）、掘削工（約3万m³程度）
 - 2：掘削及び護岸工事（工事箇所：熊本県球磨郡球磨村一勝地地先外）
護岸工（約5百m²程度）、掘削工（約5万m³程度）
 - 3：掘削及び護岸工事（工事箇所：熊本県球磨郡球磨村三ヶ浦地先外）
護岸工（約3百m²程度）、掘削工（約7万m³程度）
 - 4：掘削及び護岸工事（工事箇所：熊本県球磨郡球磨村渡地先外）
護岸工（約7百m²程度）、掘削工（約10万m³程度）

- 5：掘削及び護岸工事（工事箇所：熊本県球磨郡球磨村一勝地地先外）
護岸工（約160m²程度）、掘削工（約5万m³程度）
- 6：掘削及び護岸工事（工事箇所：熊本県八代市坂本町中津道地先外）
護岸工（約200m²程度）、掘削工（約2万m³程度）

2. 参加するための要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）
第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における一般土木工事に係るC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成18年度以降に完成した、元請けとして次に掲げるア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）

ア）河川、砂防、道路の護岸工（根固工、水制工、捨石工を除く）もしくは掘削工または切土工（床掘を除く）の施工実績を有すること。

但し、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記同種工事の実績を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

また、提出された施工実績をもとに、指名選定における技術審査をおこなうものとする。

- (5) 九州地方整備局の管轄区域の内、八代河川国道事務所管内（熊本県八代市、人吉市、水俣市、八代郡（氷川町）、葦北郡（芦北町、津奈木町）、球磨郡（錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町））に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続きにおける担当部局

〒866-0824 熊本県八代市上日置町4478-1
九州地方整備局 八代復興事務所 工務第一課
電話0965-39-5106（直通）

4. 申請書及び資料の作成、確認等

参加希望者は、2. 参加するための要件を満たしていることを証明するため、下記（1）～（2）に従い、申請書及び資料を提出し、八代復興事務所長から参加するための要件を満たしていることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに参加するための要件を満たしていないと認められた者は、本工事の入札に参加することができない。

（1）参加意思表示申請書について

参加意思表示申請書は、「提出書類作成要領」により、別記様式1により作成すること。

（2）参加するための要件及び総合評価の項目について

参加するための要件及び総合評価の項目は、「提出書類作成要領」により、別記様式2により作成すること。また、必要な添付資料については、「申請書添付資料チェックリスト」により提出すること。

（3）入札参加についての確認について、別記様式1-1に必要事項を記載して提出すること。

（4）（1）、（2）及び（3）は紙により作成・提出し、（2）においては作成したデータについてもCDによる提出を行うものとする。

5. 総合評価の項目

（1）評価の項目

①企業の能力等及び地域貢献等

下記における評価項目について評価を行い、加算点を算出する。

なお、評価項目における評価点の最高点を10点とする。

| | | | | | |
|--|--|------------------------------------|------------------------------------|------------|--|
| [企業の能力等] | | | | | |
| 工事实績 評価点：3点 | ① 参加資格要件の同種工事に記載した工事の施工実績により評価する。 | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>同種性が認められる工事</td> <td>同一工事において、上記2. (4)に掲げるすべての要件を満足する工事</td> </tr> <tr> <td>より同種性の高い工事</td> <td>同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次のア)の要件を満足する工事</td> </tr> </table> | 同種性が認められる工事 | 同一工事において、上記2. (4)に掲げるすべての要件を満足する工事 | より同種性の高い工事 | 同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次のア)の要件を満足する工事 |
| | 同種性が認められる工事 | 同一工事において、上記2. (4)に掲げるすべての要件を満足する工事 | | | |
| より同種性の高い工事 | 同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次のア)の要件を満足する工事 | | | | |
| ア) 河川、砂防の護岸工（根固工、水制工、捨石工を除く）の施工実績を有すること。 | | | | | |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| | 同種性の高い工事 | 同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次のア)の要件を満足する工事 |
| | ア) 河川、砂防の掘削工または切土工（床掘を除く）の施工実績を有すること。 | |
| <p>工事成績</p> <p>評価点：3点</p> | <p>② 評価は、より同種性の高い工事、同種性の高い工事の順で優位に評価する。</p> <p>③ ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える。なお、同一工事において上記2.(4)に掲げるすべての要件を満足しない工事を申請した場合は、企業における工事实績は評価しない（E評価）。</p> <p>元請として、直近4ヶ年度（平成28年度～令和元年度）に完成した当該工事種別の九州地方整備局（対象部局）の発注した工事の工事成績評定通知書の評定点の平均点の高いものを優位に評価する。</p> | |
| [地域貢献等] | | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>災害協定に基づく活動実績</p> <p>評価点：2点</p> | <p>以下の①、②の協定に基づく活動状況及び③の協定を（別記様式2）の「災害協定に基づく活動実績」の欄に記載すること。</p> <p>① 平成31年4月以降に、八代河川国道事務所管内（熊本県八代市、人吉市、水俣市、八代郡（氷川町）、葦北郡（芦北町、津奈木町）、球磨郡（錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町））の国、県または市町村等と直接又は間接の災害協定を締結し、当該災害協定に基づく災害対応の実績（土嚢等の災害対策用資材の運搬、設置及び造成の実績、又は排水ポンプ車等の災害対策用機械機器の運搬、設置及び稼働の実績は、その場所にかかわらず実績を含む。）がある場合。（災害待機・訓練・巡視・巡回を除く）</p> <p>② 平成31年4月以降に、八代河川国道事務所との直接協定に基づく、大雨・洪水等異常時の河川巡視、道路巡回又は発注者の指示による災害待機・訓練の実績がある場合</p> <p>③ ①及び②の実績がない場合は、八代河川国道事務所管内（熊本県八代市、人吉市、水俣市、八代郡（氷川町）、葦北郡（芦北町、津奈木町）、球磨郡（錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町））の国、県または市町村等と直接、令和3年度の災害対応に関する協定を締結している場合</p> <p>①、②及び③における協定書の写しを添付すること。（協定書の有効性を明確に証明できない場合は、協定書の写しの他に年度更新を明記した通知文等の写しも併せて添付すること。）</p> <p>また、①及び②については、実績を証明できる契約書等の写しを添付すること。協定書に基づいた巡視・巡回・工事の実績であることが明確でない場合は評価しない。（発注者の指示又は依頼が確認できない、災害待機・訓練は実績に含まれない。）</p> <p>評価は、「①の活動実績」、「②の活動実績」、「③の直接協定の締結」の順で優位に評価する。</p> <p>国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。なお、地方公共団体との協定であっても公共土木施設に関する協定で無い場合は、評価しない。</p> |
| <p>近隣地域内工事の実績</p> <p>評価点：2点</p> | <p>① 次に指定する地域内において、平成28年度以降に完成した工事の内容を（別記様式2）に記載すること。</p> <p>指定する地域：熊本県八代市、人吉市、芦北町、球磨郡（錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）</p> <p>但し、実績は3件を上限とする。なお、工事は公共工事（建築工事を除く）とし、最終契約金額が次に指定する金額以上とする。</p> <p>指定する金額：17千万円</p> <p>② ①に記載した工事について、CORINSの工事カルテの写しを添付すること。CORINSに登録していない場合は、契約図書の写真の写しを添付すること。また、添付された資料において、最終の契約に基づいた金額であることが明確でない場合は評価しない。</p> |

②施工体制（施工体制評価点）

別表1の評価項目について、施工体制評価点を与える。

なお、入札参加者の申込みに係る価格が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

【別表1】

| 分類 | 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|---------|------------|---|----|
| 施工体制評価点 | 品質確保の実効性 | 入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。 | 15 |
| | 施工体制確保の確実性 | 入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。 | 15 |

③事故及び不誠実な行為に対する評価

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく、指名停止又は文書注意、口頭注意に対する評価

| 措置内容 | 減点対象期間 ※1 | 減点 |
|----------------------|---|---------------|
| 九州地方整備局の「指名停止」 | 指名停止期間に「指名停止期間と同期間（※）」を加えた期間 ※指名停止期間が1ヶ月未満の場合は「同期間を1ヶ月間」とする。 | 加算点満点の10%を減点 |
| 九州地方整備局の「文書注意【嚴重注意】」 | 通知日を含む1ヶ月間 | 加算点満点の5%を減点 |
| 九州地方整備局の「口頭注意」 | 措置日を含む1ヶ月間 | 加算点満点の2.5%を減点 |
| 九州7県の地方公共団体の「指名停止」 | 指名停止期間 | 加算点満点の10%を減点 |
| 九州7県の地方公共団体の「文書注意」 | 通知日を含む1ヶ月間 | 加算点満点の5%を減点 |

- ※1 上記減点対象期間に指名通知の日が含まれる場合に減点する。
- ※2 措置機関が地方公共団体の場合は、地方公共団体が自ら発注した工事に係わる措置のみとする。当該地方公共団体発注工事に関係しない措置については、対象外とする。
- ※3 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の7地方公共団体とし、他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人又は公営民間企業等は対象外とする。
- ※4 ※1に該当する場合、その内容を（別記様式2）に記載すること。
- ※5 ※4で記載した措置内容について、通知文書の写しを添付すること。（※口頭注意は除く）
- ※6 落札・契約後に指名停止措置等を受けている企業であることが判明した場合には、契約予定の相手方となっても、契約を締結していない段階においては、当該落札を無効として指名停止等の措置要領により措置を行う。また、契約締結後判明した場合は指名停止等の措置要領により措置を行う。

6. 総合評価に関する事項

（1）評価項目と評価基準

上記5（1）に示す各評価項目について、3～7段階で評価し加点する。

（2）総合評価の方法

「2. 参加するための要件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに上記（1）について評価し、0～10点の範囲で加算点を、0～30点の範囲で施工体制評価点を加える。

$$\begin{aligned} \text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点} &= 100 \text{点} + (0 \sim 10 \text{点}) + (0 \sim 30 \text{点}) \\ \text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

（3）落札方式

①入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、（ア）及び（イ）の要件に該当する者のうち、（2）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、②による。）を落札者とする。

（ア）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

なお、FW工事における契約手続きにおいて、落札者（予定者を含む。）となった者は、同一のFW工事による他の工事の落札者となることが出来ない。その場合、当該者が行った他の工事の入札は無効とする。

②①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじへと移行する。くじは、電子入札システムの電子くじにて実施する。

(4) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

ただし、申し込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格以上で、工事費内訳書に疑義がない入札参加者については、ヒアリングを省略する場合がある。

7. 申請書及び資料の提出方法

(1) 4. 申請書及び資料の作成、確認等により作成した申請書及び資料を紙及びCDにより提出すること。

(2) 申請書及び資料の提出方法は以下のとおり。

①受付期間：令和3年5月31日から令和3年6月7日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。（ただし、最終日は12時00分まで。）

②受付場所：3. 手続きにおける担当部局に同じ。

③提出方法：上記②に申請書及び資料並びに返信用封筒（申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長3号封筒）を郵送又は託送により提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。郵送又は託送の送付先は、3. 手続きにおける担当部局の受付場所と同じとする。
なお、申請書の表紙に押印すること。

(3) 申請書及び資料の提出による八代復興事務所長からの確認結果（特定企業名簿への掲載の有無）は返信用封筒に同封の上、令和3年6月24日（木）までに紙で通知する。

(4) その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②八代復興事務所は、提出された申請書及び資料を、参加するための要件の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

8. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出された施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は提出された当該実績を当該者の実績として認めない。（当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）を受けていない。若しくは実績の承継が認められていない場合を指す。）

(4) 本文書入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。